

# 申告書記載手順

## ①住所・氏名・電話番号・個人番号等の記入

### ②「1 収入金額等」欄への記入

令和7年中の収入金額を記入してください。各収入の内容については、表1を参照してください。  
 ※給与・賃金收入がある場合、その収入金額を「1欄」に記入してください。  
 ※公的年金等収入がある場合、源泉徴収票をもとに年間の公的年金等収入合計額を「1欄」に記入してください。  
 ※営業等・農業・不動産の収入がある人は、別途「収支内訳書」を作成してください。

## 表1 各所得の説明

事業	ア 営業等	飲食業・小売業・サービス業(自営業等)や保険外交員等の事業から生じる所得。建設業の一人親方所得はこの欄に該当
	イ 農業	農産物の生産・栽培・家畜類の育成等の事業から生じる所得
	ウ 不動産	土地・家屋・アパートの部屋等を貸して得た地代・家賃
	エ 利子	預貯金の利子等(所得税・住民税が源泉徴収されている場合は申告不可)
	オ 配当	株式や出資金の配当金。剩余金の分配等による所得
力 給与		勤務先から受ける給料、賃金、賞与等の所得(日雇、パート・アルバイトの収入含む)源泉徴収票・支払証明書がない場合、裏面の6で年間収入を計算
雜	キ 公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金等
	ク 業務	原稿料、講演料などの副収入による所得
	ケ その他	生命保険の年金などの上記以外のものによる所得
総合	コ 短期	ゴルフ会員権や機械など、土地・建物・株式以外の資産の売却代金
	サ 長期	
シ 一時所得		一時的な収入(生命保険等の満期返戻金・賞金・競馬の払戻金等)

### ③「2 所得金額」欄への記入

各収入金額をもとに所得金額の計算および記入をしてください。  
 ※各所得については、表2を参照してください。

## 表2 各所得の計算方法

①営業等	収入から経費を差引いた金額
②農業	※別途「収支内訳書」を作成し、所得を算出
③不動産	※併せて裏面の7にその明細を記載
④利子	必要経費が認められないため、収入金額がそのまま所得金額
⑤配当	収入金額 - 必要経費 ※裏面の8にその明細を記載
⑥給与	表3により算出した金額
⑩公的年金等	表4により算出した金額
⑪業務・その他	明細書等に記載がある収入から経費を差引いた金額
⑫長期・一時	支払明細書等により (収入-必要経費-50万円) × 1/2
総合所得	合計額
⑬扶養控除	※裏面の9にその明細を記載
⑭扶養控除	支払明細書等により (収入-必要経費-50万円)
⑮扶養控除	※50万円の特別控除は、短期・長期の両方がある場合、短期から控除
⑯扶養控除	合計額

## 表3 給与収入金額から給与所得を求める算式

給与の収入金額(A)	給与所得金額
~ 650,999円	0円
651,000円 ~ 1,899,999円	A - 650,000円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	A ÷ 4 = B B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	※千円未満切捨 B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ~	A - 1,950,000円

※1 あなたの給与等の収入金額が850万円を超える場合、下記のいずれかに該当する場合、(給与等の収入金額(最高1,000万円) - 8,500,000) × 0.1で求めた金額を給与所得から差し引きます。  
 ・本人が特別障害者 ・同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者・23歳未満の扶養親族がいる

※2 あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得と公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合、下記の計算式で求めた金額を給与所得から差し引きます。

給与所得額(最高10万円) + 公的年金等の雑所得額(最高10万円) - 10万円

## 表4 公的年金等の収入から所得を求める算式

### △65歳未満(昭和36年1月2日以降生)

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超
130万円未満	A - 600,000円 A - 500,000円 A - 400,000円
130万円以上410万円以下	A × 0.75 - 275,000円 A × 0.75 - 175,000円 A × 0.75 - 75,000円
410万円以上770万円以下	A × 0.85 - 685,000円 A × 0.85 - 585,000円 A × 0.85 - 485,000円
770万円以上1,000万円以下	A × 0.95 - 1,455,000円 A × 0.95 - 1,355,000円 A × 0.95 - 1,255,000円
1,000万円以上	A - 1,955,000円 A - 1,855,000円 A - 1,755,000円
△65歳以上(昭和36年1月1日以前生)	公的年金等の雑所得金額
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超
330万円未満	A - 1,100,000円 A - 1,000,000円 A - 900,000円
330万円以上410万円以下	A × 0.75 - 275,000円 A × 0.75 - 175,000円 A × 0.75 - 75,000円
410万円以上770万円以下	A × 0.85 - 685,000円 A × 0.85 - 585,000円 A × 0.85 - 485,000円
770万円以上1,000万円以下	A × 0.95 - 1,455,000円 A × 0.95 - 1,355,000円 A × 0.95 - 1,255,000円
1,000万円以上	A - 1,955,000円 A - 1,855,000円 A - 1,755,000円

# 令和8年度 町民税・県民税申告書

〒529-1698  
滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

日野 太郎 様

日野町長様

年月日提出

受付印	町コード	世帯番号	整理番号
	1 2 3	0 0 0 1 2 3 4	0 1 2 3 4 5 6 7

現住所 日野町河原一丁目1番地

1月1日現在の住所 同上

フリガナ ヒノ タロウ 生年月日

氏名 日野 太郎 明・大・昭 30年 9月 13日

個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0

世帯主氏名 統柄 電話番号 農業又は職業(勤務先)

日野 太郎 本人 52-XXXX ( )

## 3 所得から差引かれる金額に関する事項

1 収入金額等	2 所得金額等	3 所得から差引かれる金額
⑬社会保険料控除	⑯社会保険料控除	前年中にあなたや親族のために負担した社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)
⑭生命保険料控除	⑰生命保険料控除	生命保険や介護医療保険または個人年金保険に対し、前年中に支払った金額がある場合は、表11により控除額を算出
⑮地震保険料控除	⑱地震保険料控除	地震保険契約や、旧長期損害保険契約(平成18年12月31日までに締結したもの)に対して、前年中に支払った金額がある場合は、表10により控除額を算出
⑯寡婦控除	⑲寡婦控除	夫と離婚した後に婚姻しておらず扶養親族を有する方で、⑯のイまたは口に当てはまる場合を除く
⑰ひとり親控除	⑳ひとり親控除	夫と死別した後に婚姻していないまたは夫が生死不明の方で、⑯のイまたは口に当てはまる場合を除く
⑱勤労学生控除	㉑勤労学生控除	現に婚姻していないまたは配偶者が生死不明の人生計を一にする子(総所得金額等が58万円超または他の人の同一生計配偶者もしくは扶養親族とされている方を除く)を有する方で下記イまたは口の場合を除く
⑲扶養控除	㉒扶養控除	イ 合計所得金額が500万円を超える
⑳障害者控除	㉓障害者控除	身体障害者手帳(特別障害は2級以上)や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等が交付されている人など
㉑配偶者控除	㉔配偶者控除	前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者で、他の人の扶養親族または事業専従者でない人(詳細は表9参照)
㉒配偶者特別控除	㉕配偶者特別控除	前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が58万円を超える133万円以下の配偶者で、他の人の事業専従者でない人(詳細は表9参照)
㉓扶養控除	㉖扶養控除	前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が58万円以下である6親等内の血族または3親等内の姻族で、他の人の同一生計配偶者、扶養親族または事業専従者でない人
㉔特定親族特別控除	㉗特定親族特別控除	前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、前年の合計所得が58万円超123万円以下の人(詳細は表8参照)
㉕基礎控除	㉘基礎控除	合計所得金額 控除額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円
㉖雑損控除	㉙雑損控除	前年中にあなたや生計を一にする親族(総所得金額等が58万円以下)が災害や盗難により生活用資産などに損害を受けた場合や、白アリ駆除等を行った場合の控除
㉗医療費控除	㉚医療費控除	①医療費控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中にあなたが支払った医療費がある場合 《総所得金額等が200万円以上の方》 (支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) - 10万円 《総所得金額等が200万円未満の方》 (支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) (支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) - (総所得金額等 × 5%) ※限度額200万円
㉘医療費控除	㉛医療費控除	②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 上記①に該当する方で、あなたが前年中に健康増進及び疾病予防のために一定の取組を行っており、かつ、対象医薬品の購入費がある場合 支払った対象医薬品の総額 - 1万2千円 ※限度額8万8千円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納稅方法

□ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

○ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択される際には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

□ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択される際には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

□ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択される際には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

□ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択される際には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

□ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択される際には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

□ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択される際には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

## 各種控除の計算方法

表6 所得から差し引かれる金額の計算方法

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	支払った金額の合計	添付書類 国民年金保険料について控除証明書
	小規模企業共済等掛金控除		
	生命保険料控除	表10・表11より控除額を算出	保険会社の控除証明書
	地震保険料控除		
	寡婦控除	寡婦：26万円	
	ひとり親控除	ひとり親：30万円	
	勤労学生控除	勤労学生：26万円	
	障害者控除	一般の障害者：26万円 特別障害者：30万円 同居特別障害者：53万円	
	配偶者控除	下記の表9より控除額を算出	
	配偶者特別控除	下記の表9より控除額を算出	
	扶養控除	下記の表7より控除額を算出	
	特定親族特別控除	下記の表8より控除額を算出	
雑損控除	(損害金額-保険等の補てん額)-(総所得金額等の合計額)×10%	いすれか 多い金額	白アリ控除なら 領収書と業者の 駆除作業証明書
	災害関連支出金額-5万円		
医療費控除	(支払った医療費-保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額等の合計額の5%または10万円との少ない方)【限度額200万円】		医療費控除の明細書
	※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合、 購入費の1万2千円を超える部分【限度額8万8千円】		

表8 特定親族特別控除

控除額一覧	
特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

表7 扶養控除の額

扶養種別	条件	控除額
年少扶養親族	16歳未満(平成22年1月2日以後生)の扶養親族 ※「16歳未満の扶養親族」欄に氏名、生年月日を記入してください。	—
一般扶養親族	16歳から18歳(平成19年1月2日から平成22年1月1日)の扶養親族 23歳から69歳(昭和31年1月2日から平成15年1月1日)の扶養親族	33万円
特定扶養親族	19歳から22歳(平成15年1月2日から平成19年1月1日)の扶養親族	45万円
老人扶養親族 同居老親等以外	70歳以上(昭和31年1月1日以前生)の扶養親族 老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、 あなたや配偶者との同居を常としている方	38万円 45万円

※前年12月31日(前年中に死亡された人は死亡日)現在で生計を一にする親族の内、合計所得金額が58万円以下(給与収入のみの場合123万円以下)の人を扶養親族とすることができます。

表10 地震保険料控除額の計算方法

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
支払った保険料が地震保険料だけの場合	~50,000円 50,001円~	支払金額の1/2 25,000円
支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	~5,000円 5,001円~15,000円 15,000円~	全額 (支払保険料)×1/2+2,500円 10,000円

※支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方である場合は、上記により求めた金額の合計額が地震保険料控除額となります。ただし、限度額は25,000円です。

また、一つの契約が地震保険にも旧長期損害保険にも該当する場合は、どちらか一方の控除額となります。計算結果の控除額を比較した上で、表面に記入をお願いします。

表11 生命保険料控除額の計算方法

支払った生命保険料を右のとおり区分して、各々の算式により控除額を求めます	【新契約】平成24年1月1日以後締結分(一般、介護、個人年金)		【旧契約】平成23年12月31日以前締結分(一般、個人年金)	
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	~12,000円	全額	~15,000円	全額
	12,001円~32,000円	(支払保険料)×1/2+6,000円	15,001円~40,000円	(支払保険料)×1/2+7,500円
	32,001円~56,000円	(支払保険料)×1/4+14,000円	40,001円~70,000円	(支払保険料)×1/4+17,500円
	56,001円~	28,000円	70,001円~	35,000円

※支払った保険料に一般生命保険料、介護医療保険料(平成24年1月1日以降契約締結分)、個人年金保険料がある場合は、上記により求めた個々の金額の合計額が生命保険料控除額となります。ただし、限度額は70,000円です。

※新契約と旧契約の双方で一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合は、新契約、旧契約それぞれ上記表より計算した金額の合計額(上限28,000円)となります。

裏面の記載について

6 紙と所得の内訳	源泉徴収票の無い方で、給与明細等の金額や日給・月収から各月の金額を記載してください。	12 別居の扶養親族等に関する事項	町外の方を被扶養者とされる際、被扶養者の氏名・住所を記載してください。
7 事業・不動産所得に関する事項	営業等・農業・不動産(表1ア・イ・ウ)の収入がある方で、収入金額等の明細を記載してください。	13 事業税に関する事項	「令和7年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。
8 配当所得に関する事項	配当所得(表1オ)の収入金額や必要経費等の明細を記載してください。	14 寄附金に関する事項	寄附金税額控除(ふるさと納税等)の適用を受ける場合、寄附金額を記載してください。
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	報酬や個人年金など公的年金等以外の雑所得(表1クおよびケ)について明細を記載してください。	15 所得金額調整控除に関する事項	あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいることで、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、対象者の氏名等を記載してください。なお、その対象者について、表面に記載していただいている場合は、こちらへの記載は必要ありません。
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	(表1コ・サ・シ)の所得がある方で、収入金額等の明細を記載してください。	16 その他の参考事項	前年中に所得のない方で、該当する項目に○印等を記載してください。
11 事業専従者に関する事項	事業者の方で、専従者がおられる場合、その方の氏名や専従者給与額等を記載してください。		